

平成27年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成27年7月30日(木) 午後1時30分～
場 所	市役所北館2階 会議室2
出席者	出席委員 ・米田委員・小澤委員・進藤委員・直林委員 ・桐村委員・大永委員・熱田委員・北川委員 欠席委員 ・ 事務局 ・市民生活部環境課 長岡課長・富松係長・大村技師
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 会議次第

○報告事項

- (1) 平成26年度 芦屋市霊園使用者募集結果

○議題

- (1) 諮問事項

- ①墓地使用者の申込資格及び当選者決定について
②申込み時の注意事項について
③追加募集について

- (2) 報告事項

- ①募集日程について
②募集墓地区画について

○その他

2 提出資料

- ・ 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- ・ 平成26年度 芦屋市霊園使用者募集結果
- ・ 諮問事項
- ・ 申込資格等新旧対照表
- ・ 平成27年度 芦屋市霊園使用者募集案内(参考)

3 審議経過

事務局 【開会】

部 長 【部長 あいさつ】

委員長 【委員長挨拶】

事務局 【資料確認】

委員長 議事に入ります前に、選考委員会規則の第2条第4項に委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する、という事になっておりますので、この規定に基づきまして、昨年度の委員会で北川委員を委員長の職務を代理するものとして指名させて頂いておりますので引き続きお願いしておきます。

また、随時に芦屋市霊園使用者選考委員会が市長から諮問を受ける場合、この使用者選考委員会の開催が時間的に困難で且つ諮問の内容が芦屋市霊園使用条例等の関係法令に準じて判断が可能な場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる事案については、常に連絡が取りやすい副委員長と相談させていただき、副委員長と共に判断をするという事で、昨年度同様ご了解を頂きたいと思えます。

それでは、事務局から委員の出席状況と、会議の公開それと議事録の公開についての説明をお願いいたします。

事務局 本委員会の委員は8人で、本日は8人の方がご出席でございます。

選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しております。

また、会議の公開等についてですけれども、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。

ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことが出来となっておりますが、特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えております。よろしいでしょうか。

(各委員 同意)

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

(各委員 同意)

委員長 ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか。

事務局 傍聴の方はいらっしゃいません。

委員長 それでは、つぎに本会議の開催も1年ぶりとなりますので、改めまして委員及び事務局職員の紹介をしておきたいと思えます。

名簿順に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。
(所属等につきましては、お手元の資料に添付しております委員名簿をご参照ください。)

各委員 【委員自己紹介】

事務局 【事務局自己紹介】

委員長 ありがとうございます。

つぎに「報告事項」としまして、平成26年度の「芦屋市霊園使用者募集」の結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 昨年度の募集結果につきましては、まず受付期間を平成26年9月11日(木)から平成26年10月10日(金)で行いました。その後、平成27年1月13日(火)から平成27年1月23日(金)まで追加募集をしております。これは、一つ目の期間で募集しました後、残ったものを追加募集したものです。

公開抽選の日時ですが、平成26年11月13日(木)午後13時30分から芦屋市役所の消防本部3階多目的ホールで行いました。追加募集の方は、平成27年2月4日(水)午前10時00分から芦屋市役所北館2階会議室で行っております。

その結果ですが、昨年度は区画として50区画ございました。

その内、受付期間(1)で応募があったのが30区画ございました。その内訳は、30区画に対して180人の応募人数がありました。応募人数180人の内、遺骨を自宅保管されていた方が77人、遺骨を改葬される方が22人、そして遺骨なしの方が81人です。()内で書いてある人数は当選人数になっています。遺骨を自宅保管されていた方の77人の内13人が当選されています。遺骨改葬の方については11人が当選、遺骨なしの方は5人が当選となっています。

使用許可の区画数ですが、29区画となっております。応募区画数より1つ少ないのですが、1区画に辞退がありましたので減っています。

50区画の内29区画の使用許可ができましたので残りの21区画につきまして平成27年1月13日から1月23日まで追加募集を行っております。この追加募集は、最初の募集期間に応募された方で、補欠もしくは落選された方のみを対象にしています。21区画の内4区画に応募がありまして、その応募人数は、8人でした。

合計しますと、応募区画は34区画ありましたが使用許可数は33区画でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

昨年度の募集結果につきまして、ご質問はございますでしょうか。

直林委員 50マックス4、16区画は応募者ゼロということですね。

事務局 そうなります。

委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、「芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項について」の諮問をいただきました。それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

事務局 このあと、募集要項の作成をはじめ、実際に今年度の使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付でご答申いただければありがたいのですが。

委員長 では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思います。それでは、諮問事項に関する説明をまずお聞きして、順次検討を進めてまいりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 今回の諮問事項【①墓地使用者の申込み資格・当選者の決定について】、【②申込み時の注意事項について】、【③追加募集について】をご説明いたします。

昨年度と今年度で変更した点は、申込資格の書き方と追加募集の期間です。

まず【①墓地使用者の申込み資格・当選者の決定について】の『申込資格』については、昨年度も申込み日以前に1年以上芦屋市内に居住されている方としていましたが、書き方として昨年度は「平成25年9月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。」としていたものを今年度は「平成27年9月11日（金）までに1年以上（平成26年9月12日（金）以前から）継続して、芦屋市内に住所を有する方。」と書き方を変更しました。「申込み日以前に1年以上」という条件は、昨年と変わっていません。二つ目に、既に芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。三つ目に、使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。四つ目に永代使用料ですが、昨年度は「使用料を平成26年12月26日（金）までに一括納入できる方」と具体的な表示のみをしていましたが、今年度は「使用料を納付書発行後、概ね1か月以内一括納入できる方。」と「平成27年12月25日（金）まで」と具体的な記述と併記しております。

つぎに『当選者の決定』について、その「決定方法」は、まず応募者が1名の墓地でしたら、その応募者に決定します。2名以上応募者の申込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。ただし、現に遺骨を持っている方又は遺骨を改葬する方を優先としたいと思います。例えば、1つの区画に遺骨をお持ちでない方とお持ちの方が同時に申込みされた場合は、必然的に遺骨をお持ちの方が優先となります。1つの区画に遺骨をお持ちでない方が1名、遺骨をお持ちの方が3名となった場合はこの3名で抽選をしてもらうということになります。「抽選要領」について、日時は平成27年11月12日（木）午後1時30分から芦屋市役所の消防庁舎3Fにあります多目的ホールで予定しています。抽選機は、回転式の抽選機を用意いたします。抽選の回転は、市職員によりまして抽選機を回転させていただきます。その際の立会人ですが、抽選日当日に会場の申込者から2名の方を選出したいと思います。抽選方法ですが、受付結果通知書を申込者に葉書でお送りいたしますので、その葉書でお知らせしました番号を応募者の抽選番号とさせていただきます。応募者が1名の墓地につきましては、無抽選となりますので抽選開始前に口頭により決定した事の発表を行います。抽選する順番ですが、墓地の番号順に抽選を行います。墓地番号

ごとに抽選の玉を用意してありますので、それを抽選機の中に入れます。抽選機の中に入っている状況、玉に書かれた数字は立会人の方に確認していただきます。抽選機を回転しまして、最初に出た玉の番号が当選番号となります。その出た番号につきましても立会人の方に確認していただくこととなります。当選者を決定した後に、補欠の数だけ抽選機を回転させまして、出た順番に補欠順位を決定したいと思っています。これにつきましても立会人の方にご確認していただくこととなります。こういった手順で応募区画数だけ同じ抽選方法を繰り返していくこととなります。

『補欠当選者』は、従来と同じ2名とさせていただきたいと思います。公開抽選会時に、申込区画ごとに補欠当選者とその順位を決め、当選者に辞退があれば、繰上げ当選とさせていただきます。

【②申込み時の注意事項について】は昨年度と変更していません。

【③追加募集について】は、補欠・落選された方のみを対象に一定の期間、昨年でしたら平成27年1月13日から1月23日と10日間のみ受付期間で募集を行いました。その後「今募集していないの」という問い合わせがありますので「募集していません」と断るより、あるのであれば「今ある中からどうぞお選び下さい」という方がいいのではないかとこの事で今回変えています。

それを具体的に言いますと、『申込資格』について昨年度は補欠当選者もしくは落選者だけだったのを、今回は本募集と同じ申込資格にしたいと思います。ただし、「平成27年9月11日までに1年以上継続して」という文言を、「申込日を基準日に1年以上継続して」と読み替えて申込資格にしたいと思います。

『申込受付期間』ですが、昨年度は10日間ほどと絞っていましたが今回は年明けの1月12日から平成28年6月29日までとします。この6月29日というのは、今回58区画ありますが、この58区画にしようと思った日が6月30日ですので、その前日まででしたら受けますという事です。ただし、最初の受付の3日間12日、13日、14日のこの3日間につきましては、本募集での補欠当選者、落選者のみを優先に受付をし、1月15日以降は、本募集の申込資格があればどなたでも申し込めるという事にしようと思います。

『申込方法』は先着順で受け付けることとしまして、遺骨を持っている方の優先はありません。以上が諮問事項の具体的な内容です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑・意見をお受けしたいと思いますが、まず先ほど説明がありました【①墓地使用者の申込資格及び当選者の決定について】、この部分から質疑・意見をお受けしたいと思います。

昨年、これまでと違った形で大きく受付方法を変えて実施されております。そういう事情から、昨年の状況を含めて説明があったと思いますが、骨あり、改葬の方、骨なし、それぞれの立場の方の問題点に立って、市民のニーズや生活感覚にあった要項となるようにご検討をお願いしたいと思います。

何かございますか。

直林委員 遺骨の改葬の件ですが、改葬というのはお墓があってそれをやめて芦屋の方に持ってきたいという事で、その墓標は使えるのですか。

事務局 使えます。

直林委員 墓地によったら駄目な所もありますよね。新築してくれと。

事務局 それはないです。

熱田委員 ガラガラ（抽選）の順番はどうやって決めるのですか。申込み順でガラガラするのですか。例えばNo.22に申込者が5人いた場合、その5人の方の最初に回す人はどうやって決めるのですか。一区画に5人申込をした場合ガラガラの引く順番はどうなるのですか。

事務局 申込者の抽選番号が書かれた5つの玉を入れて市職員が回します。

委員長 これまでのやり方と昨年からのやり方の違いもありますので、そのあたりを踏まえて色々ご検討いただきたいと思います。

改葬の人についてですが、骨なしの人からすれば、すでにお墓があるという見方もできなくありません。これらの取り扱いについても、ご意見があればお願いいたします。

熱田委員 自宅保管の遺骨ありの方と改葬の遺骨ありの方と同等の立場で抽選になるのですか。

委員長 今の取り扱いとしては、同等の取り扱いをさせていただいています。

熱田委員 募集人数は今までより多いですか。

事務局 昨年度の方では、50区画に対して言いますと特に多いものではないと思います。

桐村委員 毎年募集に入っている区画もありますか。

事務局 あります。

委員長 区画については報告事項の議題にあるため前後しますが、現在の協議の参考にするため、事務局から58区画の中で昨年度の募集で残って、今年度改めて提示しているところがあれば報告していただきたいと思います。

事務局 7・8ページご覧ください。

昨年度50区画の内、33区画が使用許可をしましたので、残りの17区画と昨年の募集以降に返還されたものを合わせまして、今回58区画となっています。

区画一覧の中で、No.1～6が新貸付でそれ以外が再貸付となっています。No.10, 13, 14, 16, 18, 22, 27, 32, 33, 37, 44, 45, 47, 48, 49, 50, 51の17区画が昨年度残った分になります。

委員長 いかがでしょうか。意見等がでないようでしたらつぎの【②申込み時の注意事項について】のほうで質疑・意見をお聞きしながら、【③追加募集について】のところでトータル的な形で質疑・意見をお聞きしたいと思います。

それでは、【②申込み時の注意事項について】の提案に対して、質疑・意見をお伺いしたいと思います。

委員長 特にございませんでしょうか。

この部分については、例年通りの内容ですか。

事務局 はい。

委員長 この諮問事項については、これまでも色々検討されてきた結果で、特に問題はないように思われます。

それでは、つぎに諮問事項【③追加募集について】についての質疑・意見ということですが、ここでは①番からすべての質疑・意見をお受けしたいと思います。

委員長 ご意見がないようですので、私の方から質問させていただきます。

追加募集の受付ですが、初めに申込みされた方は3日間だけが優先権があるという事ですが、この優先者については、書類審査がすでに済んでいることから、特に優先順位をつけても問題がないと思われませんが、それ以降申込まれる方というのは事務局では書類の確認はされていないですね。4日目から申込みたいという希望者があればその方は、どういう状況での申込みかをまったく確認はできてないですね。骨ありとか骨なしとか、当初受付の時に口頭による受付になると思いますが、これで問題は起こらないと判断されているのですか。

事務局 4日目以降の方につきましては、骨あり・骨なしの区別はありませんので、そこについて確認はしなくてもいいかと思えます。

委員長 書面ではなく、口頭での事務処理を考えておられるわけですか。

事務局 申込書を提出してもらおうと思っています。以前にしていました常時募集の要領でしたいと思っています。

委員長 ご質問、ご意見等、出尽くしたようでございます。

事務局からの提案内容について、変更等をする必要はございますでしょうか。特に変更する状況がなければ、この事務局の案をこの委員会の答申とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

事務局案をこの委員会の答申とさせていただきます。

委員長 それでは続きまして、次第で報告事項としてあがっております【①募集日程について】等、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 まず、募集案内の配布ですが平成27年9月1日（火）から行います。併せまして、芦屋市広報、ホームページ、街ナビというテレビ放送でもご案内したいと思います。

申込受付に関しましては、平成27年9月11日（金）から平成27年10月10日（土）消印有効としまして郵送のみの受付です。

10日で締め切りましたら、申込者宛に受付結果通知書をお送りしたいと思います。10月23日頃には発送したいと思います。

公開抽選の日時は、平成27年11月12日（木）午後13時30分から消防庁舎3階多目的ホールを予定しております。参加自由になっております。

抽選結果の通知ですが、平成27年11月20日までに申込者宛に抽選結果を封書で送りたいと思います。この際に、追加募集の対象者には空き墓地があればそちらのご案内も併せてしたいと思います。

申請書の受付ですが、当選された方は本申込が必要になりますので、平成27年11月26日（木）、平成27年11月27日（金）北館会議室2で受付、書類の確認を行います。

使用料・維持費の納付ですが、納付期限を平成27年12月25日とさせていただきます。

納付の確認ができましたら、平成28年2月1日付で使用許可書を発行します。

使用許可後1年以内に、墓石、巻石の建立をお願いしたいので平成29年1月31日を建立期限としています。

追加募集ですが、平成28年1月12日（火）から平成28年6月29日（水）まで受付期間とします。ただし、最初の3日間1月12日から1月14日は、補欠当選者・落選者の方のみの受付をしたいと思います。以上です。

委員長 事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご質問等はございますでしょうか。特にないようでしたら、この日程で円滑に進めていただきたいと思います。

委員長 では、つぎに【②募集墓地区画について】ですが、先ほど説明がございましたが追加の説明があればどうぞお願いいたします。

事務局 特にございません。

委員長 では「その他」について、事務局から報告事項等がございましたでしょうか。

事務局 一昨年度までは、1年に選考委員会を2回開催していたかと思います。まず、申込資格等についての1回目の委員会、募集後の当選者の決定方法などについての2回目の委員会と、年に2回開催していましたが、昨年度も申し上げたように、1年間に2回募集する関係でスケジュール的に2回選考委員会を開くのが難しいので、本日の選考委員会で当選者の決定方法、追加募集までお諮りさせていただきました。従いまして、特に問題がなければ今年度も今回だけの選考委員会になる事をご了承いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長 これをもちまして、委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本日は、ご苦勞様でした。